

## 清川村男女共同参画社会推進事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、男女が共に助け合い、生き生きと充実した生活を送るための男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に対して、清川村男女共同参画社会推進事業交付金を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則(昭和49年清川村規則第1号)に規定するもののほか、必要事項について定めるものである。

### (交付の対象)

第2条 この交付金の交付の対象は、社会教育関係団体及び各種サークル等の団体が直接実施する男女共同参画社会の推進を目的とする事業とする。

### (交付対象経費)

第3条 この交付金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報償費(講師等謝金)
- (2) 旅費(実費弁償)
- (3) 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費(講師等茶菓)、印刷製本費、光熱水費)
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び賃借料

### (交付金の額)

第4条 この交付金の額は、1事業につき5万円を限度とし、対象事業が多い場合は、予算の範囲内で配分する。

### (交付申請)

第5条 この交付金の交付を受ける場合は、交付申請書に關係書類を添えて、清川村長に申請するものとする。

### (実績報告)

第6条 この交付金の交付を受けた場合は、事業終了後20日までに事業実績書及び収支に係る書類を清川村長に報告しなければならない。

### (書類の保管等)

第7条 この交付金の交付を受けた場合は、交付金の収支及び支出に係る書類を適正に管理し、また交付を受けた年度から5年間保存しなければならない。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。